

し 危機管理室 ①(32)6280 ②(33)0474
 ☒ kikikanri@city.toma
 komai.hokkaido.jp
 ※電話での申し込み不可

入学通知書は届きましたか

教育委員会では、4月に小・中学校に入学するお子さんがいる家庭に、1月中旬に入学通知書を送付しました。入学通知書は、住民基本台帳に基づき作成していますので、住民登録がない場合や住所変更の届け出が済んでいない場合には届かないことがあります。届いていない家庭がありましたら、至急ご連絡ください
 ①(32)6742

訪問販売・点検商法にご注意を!

浄水器、排水管、ふとん、住宅のリフォームなど、「点検を口実に販売勧誘する商法」に関するトラブルが急増しています。特に下水道管洗浄業者の悪質な訪問販売の相談が増えています

点検商法の手口と、被害にあわないために

●突然、見ず知らずの業者が「点検に来た」と訪問し「工事しないと危険」と不安感をおり契約させる ※「〇〇のサービスをします」など必ずしも点検に至らない場合もある ●公的機関を名乗ってきたときは、部署名、氏名を聞いて、その場では契約せずに、後でその機関に確認しましょう ●特定商取引法では、最初に事業者名と販売の目的であることをはっきりと告げなければならぬとされています。はつきりと答えなかったり、不審に感じたりしたときは、キッパリと

断りましょう ●消費者にとっては本当に必要な契約かどうかその場では分からないことがほとんどです。また、高齢者がトラブルに巻き込まれるケースが年々増加しています。とにかくその場で契約せずに、家族や信頼できる周囲の人、消費者センターなどに相談しましょう ●お金を払う前や、払ってしまった後でも、業者の営業や契約の問題がある場合、クーリング・オフ（契約から8日以内）によって契約を解除できる場合があります 一人で悩まずにご相談ください! ①(33)6510

市消費経済調査員・道消費生活モニター募集

①(32)6742
 ②(33)6742
 ③(33)6742
 ④(33)6742
 ⑤(33)6742
 ⑥(33)6742
 ⑦(33)6742
 ⑧(33)6742
 ⑨(33)6742
 ⑩(33)6742
 ⑪(33)6742
 ⑫(33)6742
 ⑬(33)6742
 ⑭(33)6742
 ⑮(33)6742
 ⑯(33)6742
 ⑰(33)6742
 ⑱(33)6742
 ⑲(33)6742
 ⑳(33)6742
 ㉑(33)6742
 ㉒(33)6742
 ㉓(33)6742
 ㉔(33)6742
 ㉕(33)6742
 ㉖(33)6742
 ㉗(33)6742
 ㉘(33)6742
 ㉙(33)6742
 ㉚(33)6742
 ㉛(33)6742
 ㉜(33)6742
 ㉝(33)6742
 ㉞(33)6742
 ㉟(33)6742
 ㊱(33)6742
 ㊲(33)6742
 ㊳(33)6742
 ㊴(33)6742
 ㊵(33)6742
 ㊶(33)6742
 ㊷(33)6742
 ㊸(33)6742
 ㊹(33)6742
 ㊺(33)6742
 ㊻(33)6742
 ㊼(33)6742
 ㊽(33)6742
 ㊾(33)6742
 ㊿(33)6742

① 4月1日～平成26年3月31日
 ② 募集人員 市調査員 11人 道モニター 6人(予定)
 ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
 ④ 普段から商品を継続して購入している市内に居住する20歳以上の方
 ⑤ 生活関連商品の価格および出回り状況の月例調査(50品目程度)
 ⑥ 購入した食料品などの量目調査(年3回・市調査員のみ)
 ⑦ アンケート回答(年1回程度)
 ⑧ 謝礼 月額2千円程度
 ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

下水道事業受益者負担金について

平成25年度に賦課対象者となる方に、下水道事業受益者負担金制度に基づき整備費用の一部を負担していただくこととなりますので、ご理解とご協力をお願いします

受益者負担金制度とは

都市計画法の規定に基づき、下水道が整備されることで、資産価値の増加や生活環境の向上など新たな利益が生じることから、土地所有者の方などに整備に要する費用の一部を負担していただくものです

25年度の対象区域と単価

今年度の受益者負担金の対象となるのは、次の地区です
 ● 拓勇西町地区、北栄町地区、字植苗地区のいずれも一部の地域(第4負担区) 11㎡当たり412円
 ● 字沼ノ端地区、一本松町地区、字錦岡地区のいずれも一部の地域(第3負担区) 11㎡当たり375円

納入方法・納期

対象者へ2月上旬に受益者申告書を送付します。その申告内容などに基づき、負担金を5月中旬から年4回に分けて、5年間(20回)で納入していただきます

※一括納付制度を利用されると割引制度の適用がありません

①(32)6628

広 告

健康

暮らし

福祉

相談

催し・講座

スポーツ